

【評価結果報告書】

和歌山県中央児童相談所 一時保護施設

実施機関：はりま総合福祉評価センター

対象事業所名	和歌山県中央児童相談所 一時保護施設
経営主体（法人等）	和歌山県
対象サービス	一時保護施設
事業所住所等	〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見 1 4 3 7 - 2 1 8
設立年月日	昭和 2 4 年 3 月
評価実施期間	令和 6 年 1 0 月 2 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
訪問調査実施日	令和 7 年 1 月 2 3 日・2 4 日
評価項目	平成 3 0 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究 三菱UFJリサーチ&コンサルティングが策定した評価基準
総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）	
【施設の立地・特徴】 和歌山県中央児童相談所に隣接する一時保護施設は、県内全域を対象に何らかの事情で緊急に保護が必要となった場合や、援助方針を定める上で行動観察をする必要がある場合、あるいは短期間の生活指導等が必要となった場合に、0 歳から 18 歳未満のこどもを受け入れています。敷地内には、和歌山県 DV 相談支援センター及び和歌山県障害児者サポートセンターが併設されており、和歌山県の福祉の相談機能の中核拠点の一角に位置しています。 2022（R4）年 11 月には、入所児の住環境の改善のため敷地内に新築移転し、現在は、個室が男女各 7 室、LGBTQ の人のための 2 室があり、相部屋は、きょうだい用の 2 人部屋 2 室に幼児用として 2 室用意されています。また、各個室にはベッドやクーラー、机を完備し、LGBTQ の人の部屋にはシャワーも設置しています。加えて定員 25 人に対し、保護される男女の割合によって間仕切りを移動できるようにしており、大変充実した環境の中で生活や支援が行われています。 令和 5 年度に一時保護施設を利用したこどもは 450 人で、一日平均すると 37.8 人となっています。一時保護の相談種別は、虐待を含む養護、非行、育成、障害の 4 つに区分されており。令和 5 年度は、虐待を含む養護相談の対象児童が 354 名と最も多く、次いで非行相談の対象児童が 59 名となっています。	

【特に優れていると思われる点】

○ こどもの権利についての説明

「こどもの権利ノート」を幼児用・小学生用・中高生用の３種類を作成し、こどもの年齢や発達特性に応じた説明がされています。また、一時保護施設においてパワーポイントを活用した説明も行われ、こどもの理解を深めています。

○ 「こども会議」の開催

「こども会議」を第２週と第４週に開催して意見・要望を聴取し、第５週目に「スリーハウス」を用いてこどもと職員が出てきた意見について話し合いが行われており、こどもの意見を養育支援に取り入れ、質の向上を図る仕組みが確立しています。また、「こども会議」の議長と書記はこどもが担当しており、「こども会議」で決まった事例として、私服の導入、運動時間の増加、スポーツ用品の追加購入などの改善事例をうかがいました。

○ 一時保護施設としての生活環境

2022（R4）年 11 月には、入所者の住環境の改善のため敷地内に新築移転し、現在、個室が男女各 7 室、LGBTQ の人のための 2 室があり、相部屋は、きょうだい用の 2 人部屋 2 室に幼児用として 2 室用意されており、大変充実した環境の中で生活や支援が行われています。また、プレイルームや浴室など生活で使用する場所については、きれいに清掃が行き届いており、適時、修繕や衛生管理も行われています。

○ 児童福祉司等との連携

中央児童相談所の児童福祉司等と一時保護施設の職員の連携については、建物が隣接しているため、随時情報共有や連携が図られるとともに、遠方の紀南児童相談所との連携については、コンピュータのネットワークを活用して、連携を図っています。また、情報の共有を図るため、「児童相談所システム」が活用されています。

○ 柔軟で多様な日課

レクリエーションのための環境やプログラムについて、日常的にグラウンドでのスポーツや共有スペースでの自由な遊びが日課に組み込まれており、多様な書物や玩具、遊具が整備されています。土日及び休日の行事は、行事計画担当職員が企画し、こどもの意見を聞きながら近隣の博物館や社会見学を実施しています。また、「こども会議」で自由時間の選択制が取り入れられており、日課を見てこどもたち同士で決めている場面が多くみられました。

○ 一時保護を開始

一時保護を開始するにあたっては、受け入れ担当者が中心となって、養育・支援に必要な情報を把握し、各専門職に引き継ぐとともに、こどもへの説明を「一時保護所のしおり」に基づいて丁寧に行われています。また、緊急保護の場合にあっても、安心して生活できるよう、必要な日用品や着替え等を準備し、受け入れ時に支給貸与されています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

○ こどもの権利制限についての説明と対応の明確化

こども本位の養育・支援について、個別の配慮がうかがえましたが、外出、通学、通信、面会を制限する際のこどもの理解が得られるような十分な説明、こどもによる権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など）発生時の行動制限を含む個別対応、防犯カメラの活用等について、適切な実践を図るための支援基準は明確ではありません。今後は、こどもの最善の利益とこどもの権利を保障していく観点から、こどもに対する説明を充実させていくことと共に、こどもの権利制限について具体的な支援方法をマニュアルの作成やマニュアルの内容の実行性を高める取り組みにより明確にしていくことが望まれます。

○ 専任の専門職の確保と職員育成

職員は、基準以上の配置は行っていますが、個別処遇の必要があるこどもの増加により、必ずしも必要な体制が確保されているとは言えません。また、職員がこどもと個別に関わるために必要な時間が確保できないことは、入所するこどもの心理的ケアという意味では大きな問題です。今後は、心理職・看護師・教員など専門職を確保し、業務に専念できる体制を整備していくことが重要です。また、現在、基幹職員と実務者である児童指導員らとの経験の差が大きく、支援の質の格差がうかがえます。今後は、非常勤職員も含んだ職員育成計画を作成することにより、計画的な職員の専門性向上や意識共有のための取り組みが望まれます。

○ 事業計画の策定

年間を通した行事計画や取り組みについては定められていますが、一時保護施設の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護施設の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。

○ 特別な支援の標準化

個々のこどもに応じた生活の配慮や支援は行われていますが、性的問題やこどもによる権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など）、無断外出など特別な支援やケアが必要なこどもに対しての具体的な支援のプロセスは明確ではありません。今後は、特別な支援についての研修や標準化をすすめていくことで、職員の専門性の向上が望まれます。

○ 質の向上を図る仕組みづくり

総合的かつ継続的な質の向上については、昨年度、自己評価を実施していますが、それを基にした改善のサイクルの構築には至っていません。今回の評価を通して、改善が求められる点を検証し、改善に向けて検討していくことで、質の向上のサイクルを確立していくことが期待されます。

評価領域ごとの特記事項	
I 子ども本位の養育・支援	[特記事項] ○ こどもの権利についての説明は、「こどもの権利ノート」を幼児用・小学生用・中高生用の3種類を作成し、こどもの年齢や発達特性に応じた説明をされています。また、一時保護施設においてパワーポイントを活用した説明も行われ、こどもの理解を深めています。 ○ 「こども会議」を第2週と第4週に開催して意見・要望を聴取し、第5週目に「スリーハウス」を用いて、こどもと職員が出てきた意見について話し合いが行われており、こどもの意見を養育支援に取り入れ、質の向上を図る仕組みが確立しています。 ○ こどもが主体的に活動できる場の設定として、「こども会議」の議長と書記はこどもが担当しており、こども会議で決まった事例として、私服の導入、運動の時間を増やす、スポーツ用品の購入などの改善事例をうかがいました。 ○ 一時保護の解除にあたり、児童福祉司等は、委託予定の里親や入所予定の施設のパンフレットや写真を用いて概要を説明し、生活面での疑問については一時保護施設の職員が説明するとともに、移行先（当該里親や入所予定施設）への外出や外泊等の事前交流も行われており、こどもの気持ちに配慮した対応や支援が行われています。 ○ 性的なアイデンティティへの配慮として、男女の各居室フロアにLGBTQのこどものための部屋を用意し、その部屋にはトイレとシャワーが備えられています。また、入所児童については、幼児を含め同性支援を徹底しています。 [課題となること] ○ こども本位の養育・支援について、個別の配慮がうかがえましたが、外出、通学、通信、面会を制限する際のこどもの理解が得られるような十分な説明、こどもによる権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など）、発生時の行動制限を含む個別対応、防犯カメラの活用等については、組織として適切な実践を図るための基準は明確ではありません。今後は、こどもの最善の利益とこどもの権利を保障していく観点から、こどもに対する説明を充実させていくことで、こどもの

	権利制限について具体的な支援方法を明確にしていくことが望まれます。
II 一時保護の環境及び体制整備	[特記事項] ○ 一時保護施設としての環境や体制は、2022（R4）年 11 月には、入所者の住環境の改善のため敷地内に新築移転し、現在、個室が男女各 7 室、LGBTQ の人のための 2 室があり、相部屋は、きょうだい用の 2 人部屋 2 室に幼児用として 2 室用意されており、大変充実した環境の中で生活や支援が行われています。また、プレイルームや浴室など生活で使用する場所については、きれいに清掃が行き届いており、適時、修繕や衛生管理も行われています。 ○ 情報共有については、保護日誌をもとに、毎日 2 回、引継ぎを行うとともに、引き継ぎ書を作成し申し送りなどを記載しています。また、週 1 回以上、カンファレンスを開催し、個別の対応方法について話し合いが行われ、情報の共有が図られています。 ○ 中央児童相談所の児童福祉司等と一時保護施設の職員の連携については、建物が隣接しているため、随時情報共有や連携が図られるとともに、遠方の紀南児童相談所との連携については、コンピュータのネットワークを活用して、連携を図っています。また、情報の共有を図るため、「児童相談所システム」が活用されています。 ○ 施設の安全性については、外部からの侵入を防ぐための施錠や外部からの視線に対するカーテンやブラインドの設置などによる配慮が行われています。さらに防犯センサーやカメラを設置することにより、職員が目視で確認できる環境を整備し、安全を確保しています。 [課題となること] ○ 職員は、基準以上の配置は行っていますが、個別的な支援の必要があるこどもの増加により、必ずしも必要な体制が確保されているとは言えません。また、職員がこどもと個別に関わるために必要な時間が確保できないことは、こどもの心理的ケアという意味では大きな問題です。今後は、心理職・看護師・教員など専門職を確保し、業務に専念できる体制を整備していくことが重要です。

	○ 現在、基幹職員と児童指導員との経験の差が大きく、支援の質の格差がうかがえます。今後は、非常勤職員も含んだ職員育成計画を作成することにより、計画的な職員の専門性向上や意識共有のための取り組みが望まれます。
III 一時保護施設の運営	[特記事項] ○ 個々のこどもの状態にあわせて、個別に生活や健康に配慮した支援が行われており、こどもの生活習慣が身につくよう指導が行われています。具体的には、こども会議での意見を取り入れたり、生活習慣が身につくよう、イラストによる生活方法を提示したり、細かな気配りが感じられます。また、日常生活における個人の目標は、スモールステップにより行われ、自尊心を育てるための工夫が感じられました。 ○ 年齢に応じて(幼児:20時 学童:21時)に居室に誘導し、消灯時間をずらして年齢に応じた睡眠環境を整えています。個室化したことで、自分の部屋の感覚が出てきて、体調不良時や精神的な疲れの時にゆっくり休める環境となっています。 ○ レクリエーションのための環境やプログラムについて、日常的にグラウンドでのスポーツや共有スペースでの自由な遊びが日課に組み込まれており、多様な書物や玩具、遊具が整備されています。土日及び休日の行事は、行事計画担当職員が企画し、こどもの意見を聞きながら近隣の博物館や社会見学を実施しています。また、こども会議で自由時間の選択制が取り入れられており、日課を見てこどもたち同士で決めている場面が多くみられました。 ○ 未就学児のための幼児ルームや幼児居室を確保しており、遊具やおもちゃ、絵本を整備し、日中は保育士を配置しています。対応する保育士より、保育計画、活動内容の提示により、細やかな個別的な保育が実践されています。 [課題となること] ○ 年間を通した行事計画や取り組みについては定められていますが、一時保護施設の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護施設の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。

	○ 個々のこどもに応じた生活の配慮や支援は行われていますが、性的問題や他害、無断外出など特別な支援やケアが必要なこどもに対しての具体的な支援のプロセスは明確ではありません。今後は、特別な支援についての研修や標準化をすすめていくことで、職員の専門性の向上が望まれます。 ○ 総合的かつ継続的な質の向上については、昨年度、自己評価を実施していますが、それを基にした改善のサイクルの構築には至っていません。今回の評価を通して、改善が求められる点を検証し、改善に向けて検討していくことで、質の向上のサイクルを確立していくことが期待されます。
IV 一時保護施設における子どもへのケア・アセスメント	[特記事項] ○ こどもの情報把握については、児童相談所として、マニュアル化されており、市町の情報、警察の情報、学校からの情報を集約された個人票を児童相談所の児童福祉司が作成し、日々の関わりの中での様子や聞き取った様子などの情報を一時保護施設の担当者が追加して、共有が図られています。 ○ 観察会議から判定会議を経て、援助方針会議により、こどもの援助方針が決められており、その援助方針に従って支援が行われ、週1回の支援方針会議で確認され、関係機関の情報により修正を加えながら個別対応が行われています。一時保護施設が行う診断は、行動、社会、学習、医学、心理の6項目にもとづき行われています。また、日々のこどもの様子は、システムの中のケース記録に入力され、管理しています。 [課題となること] ○ 個別援助指針については、職員間の引継ぎや経験などで支援内容の統一はうかがえましたが、それぞれのこどもに対する個別の援助に向けたケアの方法を示す仕組みはうかがえません。今後は、一時保護施設としての個別ケアの方法を明確にしていくことが望まれます。

V 一時保護の開始及び解除手続き	[特記事項] ○ 一時保護を開始するにあたっては、受け入れ担当者が中心となって、養育・支援に必要な情報を把握し、職員に引き継ぐとともに、こどもへの説明を「一時保護施設のしおり」に基づいて丁寧に行われています。また、緊急保護の場合にあっても、安心して生活できるよう、必要な日用品や着替え等について準備し、受け入れ時に支給貸与されています。 ○ 一時保護中にこどもが所持する私物として、学用品、生活用品は所持できるようになっています。特に、ぬいぐるみに関しては、精神的な安定を図る上で柔軟に対応しており、一時保護施設での貸与も行われています。 ○ 一時保護の解除にあたっては、こどもから聞き取りした要望を可能な限り反映できるように、児童相談所の児童福祉司に情報提供しながら、今後の方針が決められています。 [課題となること] ○ 現在、居室等に持ち込む物には制限があり、生活に必要な最小限のものとなっています。それ以外のものは、児童私物預かり表に明記し、返却の際には確認が行われ、適切に返却されていますが、家族や本人の同意はうかがえません。今後は、トラブルを避けるためにも受領証の発行など、同意を得る仕組みを明確にしていくことが望まれます。
-------------------------	--

事業者コメント

和歌山県中央児童相談所 一時保護施設

児童福祉法の改正に基づき、令和6年3月27日に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が制定され、令和6年3月30日付けで一時保護ガイドラインが全部改正された。これに基づいて、当所では、一時保護されるこどもの権利擁護について先進自治体の例を参考にしながら、取り組みをすすめてきた。この段階で第三者評価を受審することができ、現状の取組を一層進めるべき点、見直しを行うべき点を改めて客観的に確認することができた。

現行の業務が完全であると思い込むとその時点から組織は衰退し、こどもへの支援展開にもずれが生じる。第三者評価により組織の不完全さが分かることに価値があり、モチベーションを高めることに繋がると考え、評価結果を真摯に捉えて、一層、こどもの権利擁護に向けた取り組みを進めたい。